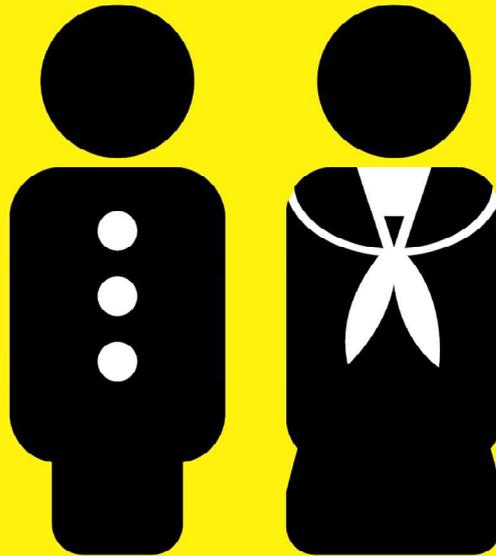


あなたを狙った詐欺や 悪質商法にご注意ください



若年者のマルチ商法の相談急増!!

マルチ商法は、健康食品や化粧品などの「商品」を口コミで紹介し、会員を勧誘するとマージンやボーナスが得られるといった商法です。

最近では、具体的な商品がない「モノなしマルチ商法」のトラブルが急増しています。例えば：暗号資産(仮想通貨)関連事業への投資など

事業者の実態や儲け話の仕組みがよく分からない上に、海外に拠点を置く事業者も多く解約や返金交渉が困難な場合もあります。

友人や知人、先輩から勧誘されても、

曖昧な返事をしない!

断る時は「契約はしない」とはっきり伝える!

※「お金がない」と言うと、クレジットカード払いや借金を勧められるケースもあります。

困ったとき、
心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県消費者情報センター
〒770-0831 徳島市寺島本町西 1 丁目 5 番地
アミコビル東館 7 階
TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

